

令和7年度大村市集団指導(居宅介護支援) 運営指導において指摘の多い事項について

No.	サービス種別	概要	指摘事項	根拠法令等	要点
(1)運営に関する基準					
①	居宅介護支援	モニタリングの実施について	介護支援専門員は、実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 貴事業所では、特段の事情がないにもかかわらず、モニタリングを実施した記録が確認できない事例が散見された。今後は少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接の上でモニタリングを実施し、その結果を記録すること。	○市条例第16条第1項第15号	モニタリングの結果は必ず記録してください。 また、月途中に入退院した場合にモニタリングを実施していない事例が見受けられます。 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接の上でモニタリングを実施する必要があります。
②	居宅介護支援	医療サービスを位置づける場合の主治の医師等の指示について	介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置づける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置づける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。 貴事業所では、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの位置づけられた居宅サービス計画において、主治の医師等の指示について確認した記録のない事例が確認された。今後は指示の内容を確認の上、その内容を記録すること。	○市条例第16条第1項第23号	訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護の医療サービスを居宅サービス計画に位置づける場合は、主治の医師等の指示がある場合に限り行うことができます。 医療サービスを位置づける場合は、主治の医師等の指示が確認できるようにしてください。
③	居宅介護支援	福祉用具貸与の検討について	介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。 貴事業所では、サービス担当者会議を開催したとのことだが、福祉用具貸与の必要性について検証した記録のない事例が確認されたため、今後は福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載すること。	○市条例第16条第1項第25号	福祉用具貸与の必要性についての検証が十分でない事例が見受けられます。 福祉用具の利用の妥当性を検討し、居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載すること、また継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を当該計画に記載する必要があります。
④	居宅介護支援	利用者及び利用者の家族の個人情報の同意について	指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 貴事業所では、利用者の〇〇氏について家族の同意を得ていることが確認できなかったため、当該利用者の家族の同意を得ること及び同意を得た文書を提出すること。 なお、個人情報の利用に関する同意について、改めて全ての利用者及び利用者の家族の同意を確認し、同意を得ていないものについては、同意を得ること。	○市条例第26条第3項	個人情報の同意については、「利用者」及び「利用者の家族」から、あらかじめ文書により同意を得る必要があります。

No.	サービス種別	概要	指摘事項	根拠法令等	要点
(2)介護報酬請求(加算・減算)に関する基準					
①	居宅介護支援	居宅サービス計画の利用者及び担当者への交付について	介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。 当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。 貴事業所では、当日確認を行った〇〇氏の居宅サービス計画を、担当者に交付したことが確認できなかった。 担当者へ当該計画の交付を行っていない場合には、運営基準減算に該当するため過誤調整を行うこと。また、その他の利用者についても必ず自己点検を行い、基準を遵守できていない場合は過誤調整を行うこと。	○市条例第16条第1項第11号 ○算定基準別表イ注6 ○大臣基準八十二 ○留意事項第3 6(2)③	居宅サービス計画の交付について、利用者に交付したことは確認できるが、担当者に交付したことが確認できない事例が多くあります。 支援経過に記録する等の方法により、当該計画を利用者及び担当者に交付したことが確認できるようお願いします。
②	居宅介護支援	通院時情報連携加算の算定について	通院時情報連携加算において、利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。 貴事業所では、〇〇氏について、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録したことが確認できなかったため、過誤調整を行うこと。 今後は、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行ったことが確認できるよう改善し、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録すること。 また、当該加算を算定した全利用者について改めて自己点検の上、必要に応じて過誤調整を行うこと。	○算定基準別表 ト注	通院時情報連携加算を算定するにあたり、居宅サービス計画に記録することはもちろんですが、 ・介護支援専門員が同席したこと ・医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行ったこと ・医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けたこと が、確認できるように記録を作成してください。

令和7年度大村市集団指導（居宅介護支援）その他の注意すべき事項について

No.	サービス種別	概要	指摘事項	根拠法令等	要点
(1)運営に関する基準					
①	居宅介護支援	重要事項のウェブサイトへの掲載について	指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	○市条例第25条第3項	令和7年4月1日から、重要事項をウェブサイトへ掲載することが義務化されています。「法人のホームページ等」又は「介護サービス情報システム」へ掲載する必要があります。 未掲載の事業所は早急に掲載する必要があります。
②	居宅介護支援	勤務表の作成について	指定居宅介護支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にする。	○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第3十八号)第23(14)	・管理者と介護支援専門員を兼務→常勤兼務 ・介護支援専門員と他事業所を兼務→非常勤専従